

残業代が  
つかない…

急にシフトを  
取り消される…

辞めさせて  
もらえない…

**あれ?** と思ったら

電話・  
メールでも  
OK!

**アルバイトの  
トラブル  
まず相談**



アルバイトをされていて、  
困っていることはありませんか？  
周りに困っている方はいませんか？

ひとりで悩まないで、まずはお気軽にご相談ください。

**愛媛県労働委員会**

労働委員会は、労働相談やあっせんを行っている公正・中立な県の行政機関です。  
アルバイトの皆さんの相談も受け付けています。

**相談・あっせんは無料・秘密厳守です。お気軽にお電話ください。**

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県庁第二別館9階  
メールアドレス: roudoui@pref.ehime.lg.jp

**089-912-2996**

月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15 **直通**

# アルバイトで働く皆さんへ

～働く前に知っておきたいポイント～



## 働く前に文書で労働条件の確認を！

使用者は、労働条件を文書（労働者が希望すればメール可）で示さなければなりません。

- 契約の期間、更新の有無
- 働く場所・変更の有無
- 業務内容
- 労働時間・休暇
- 賃金・昇給
- 退職について など

## 急にシフトを取り消されてしまった！

使用者は、労働者の合意なく、勝手にシフトを変更することはできません。

また、使用者は「使用者の都合で」労働者を休業させた場合、平均賃金の6割以上の手当を支払わなければなりません。

## 突然「明日から来なくていい」と言われた！

「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当である」と認められない解雇は、権利の濫用として無効となります。

## 「アルバイトだから有給休暇はないよ」と言われた！

アルバイトでも、6カ月間継続勤務し、かつ全労働日の8割以上出勤した場合は有給休暇が発生し、取得を申し出ることができます。

## 辞めさせてもらえない…！

労働条件通知書（雇用契約書）等で取り決めた退職時のルールに従い、退職を申し入れましょう。退職を拒否されても、期間の定めのない労働契約の場合は、労働者が労働契約の解約を申し入れた日の翌日から2週間後に、労働契約は自然に終了します。使用者の許可は必要ありません。

契約期間に定めがある場合は、やむを得ない理由か、使用者との合意が必要です。

それでも解決しないときは…「あっせん制度」があります！

**あっせん制度**とは…

労働者と使用者との間でトラブルが発生し、当事者間で解決することが困難な場合に、労働問題の専門家が第三者として仲立ちし、トラブルの解決を目指すものです。あっせんでは、双方の主張をよく聞いて、和解による解決を目指します。



秘密は厳守、ご利用は無料です。  
まずはお気軽にご相談ください。



愛媛県労働委員会  
089-912-2996